

中古医療機器の販売・授与・貸与に関する重要なお知らせ

平素より弊社製品にご愛顧を賜り心よりお礼申し上げます。

中古医療機器は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）に基づき、取扱い業者が製造販売業者から製品の安全性を確認したうえで販売を行う必要があります。

この度、一般社団法人日本歯科商工協会より下記案内が出されました。

モリタグループはこの考えを遵守する所存でございます。

- ・ [中古医療機器の販売・授与・貸与に関する留意事項](#)
- ・ [インターネットによる中古医療機器の売買等について](#)

<参考>

[医療機器の販売業及び修理業の取り扱いに関する質疑応答集（Q&A）について](#)

※本文中のリンク先文章を見るには、アドビシステムズ社から無償提供されている

Adobe Acrobat Reader® (<https://get.adobe.com/jp/reader/>) プラグインが必要です。

以上

2019年3月

株式会社モリタ
株式会社モリタ製作所
株式会社モリタ東京製作所
株式会社ジェイエムエンジニアリング